

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務及び組織の全般にわたる検討結果、  
並びに講ずる措置について

I 前提（政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション））

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）は、我が国唯一の情報通信（ICT）分野を専門とする公的研究機関であり、国際動向を踏まえつつ、国の情報通信政策との密接な連携の下、大学や民間企業では実施できないような長期間にわたり組織的に推進すべき情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、標準時の通報、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行う国立研究開発法人である。

国の政策体系上の法人の位置付け

人口減少社会においてイノベーションを創出し、経済成長を実現するには、AI の活用をはじめとする社会 DX の加速化が不可欠である。また、近年、デジタル分野において海外依存が高まる中、安全保障の観点からも、デジタルインフラの中核となる技術・システムの競争力を強化し、海外展開を進めることが必要である。

「統合イノベーション戦略 2025」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）では、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）の総仕上げとして、「先端科学技術の戦略的な推進」、「知の基盤（研究力）と人材育成の強化」、「イノベーション・エコシステムの形成」の 3 つの基軸で取組を更に加速していくこととしている。このうち「先端科学技術の戦略的な推進」では、「重要分野の戦略的な推進」として、AI イノベーション促進とリスク対応の両立、次世代情報通信基盤の開発・導入の推進、量子等の研究開発の推進などが掲げられている。なお、現在、総合科学技術・イノベーション会議の下に設置された基本計画専門調査会において、令和 8 年度からの次期「総合科学技術・イノベーション基本計画」の検討が進められており、例えば、経済安全保障との連携強化、AI for Science による研究生産性の向上、研究マネジメント人材の在り方、スタートアップの創出・成長・グローバル化の推進などが論点として挙げられている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）では、賃上げを起点とした成長型経済を実現するため、「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加などに取り組むこととされており、具体的には、「DX の推進」としてデジタル技術の社会実装や AI の研究開発・活用が、「先端科学技術の推進」として量子等の研究開発の推進などが掲げられている。このほか、「国民の安心・安全の確保」では、「外交・安全保障の強化」として次世代サイバーセキュリティ技術に係る研究開発プロジェクトの拡充などが掲げられている。

このような状況の下、総務大臣の諮問機関である情報通信審議会は、令和7年7月、「新たな情報通信技術戦略の在り方」第5次中間答申（以下「第5次中間答申」という。）を取りまとめ、近年の社会情勢の変化、技術の進展及び市場の動向等を踏まえつつ、情報通信分野で国、NICT等が取り組むべき重点研究開発分野・課題並びに研究開発及び成果展開等の推進方策について方向性を示した。

第5次中間答申では、人手不足の進展、インバウンドの拡大、エネルギー消費の増大、自然災害の激甚化及びサイバー空間上のリスクの増大といった社会情勢の変化や、生成AIの爆発的普及、オール光ネットワークの商用サービス開始、量子技術に係る研究開発の進展及びサイバー空間を取り巻くリスクの変化といった近年の技術動向を踏まえ、NICTに特に期待する役割（ミッション）を提示した上で、我が国の重要政策の実現に不可欠な技術領域という観点から「戦略的に推進すべき技術領域（戦略領域）」を、我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術という観点から「重点的に推進すべき基礎的・基盤的研究開発分野（重点分野）」を特定するとともに、NICTの社会実装機能・外部連携機能等の強化の方向性が取りまとめられた。

その中では、とりわけ「国際競争力の強化や経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現への貢献」、「民間投資や人材育成を活性化するための触媒となる産学官連携の中核・連結点としての役割」及び「民間企業等におけるイノベーションを支援する機能の充実・強化」が強く打ち出されている。

独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、「我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保すること」が目的とされている。NICTは情報通信分野を専門とする国立研究開発法人として、科学技術・イノベーション基本計画及び統合イノベーション戦略をはじめとした各種政府戦略や第5次中間答申等を踏まえ、我が国の安全保障の確保と国際競争力の強化に貢献すべく、研究開発等に取り組む必要がある。

## II 業務及び組織全般の見直し

ICT分野を専門とする我が国唯一の公的研究機関として蓄積された技術力や知見・経験等をさらに生かすことで、「科学技術・イノベーション基本計画」などの各種政府戦略で示された国家的重要課題に対して情報通信の観点から積極的に貢献し、国際競争力の強化や経済安全保障の確保等をはじめとした我が国の重要政策の実現に寄与することを目指して、以下の方向で業務・組織を見直すとともに、次期中長期目標において、それらの具体化及び着実な実施を図る。

### 1 業務の見直し

- (1) 我が国の重要政策の実現に不可欠な技術であり、産学官一体となり、横断的かつ戦略的な取組を強力に推進すべきものを「戦略領域」と位置付け、以下の4領域において

て、NICT が民間投資や人材育成を活性化するための触媒となるべく、中長期的なビジョンを構想し、産学官で共有しながら、基礎的・基盤的な研究開発から社会実装までを連携して取り組んでいく産学官連携の中核・連結点としての役割を果たすことが適当である。

- ① AI・コミュニケーション
- ② Beyond 5G
- ③ 量子情報通信
- ④ サイバーセキュリティ

(2) 我が国社会を支える情報通信分野の基礎的・基盤的な技術であり、中長期的な視点に立って研究開発等に取り組むべきものを「重点分野」とし、ICTを専門とする我が国唯一の公的研究機関として蓄積された技術力や知見・経験等を最大限活用する観点から、以下の5分野を位置付けることが適当である。また、貢献目標に資する技術として、特に重点的に取り組むべきものを「重点課題」とし、重点分野ごとに設定することが適当である。また、併せて、我が国のイノベーションの基盤となる技術の研究開発に取り組むべきである。

- ① 電磁波先進技術分野
- ② 革新的ネットワーク分野
- ③ サイバーセキュリティ分野
- ④ ユニバーサルコミュニケーション分野
- ⑤ フロンティアサイエンス分野

(3) NICTの研究開発成果を民間企業や大学等に橋渡しするための「社会実装機能」及びNICTが有する施設・設備や蓄積された知見等を活用して民間企業等のイノベーションを促進するための「外部連携機能」の充実・強化を図るものとし、特に以下の事項に取り組むことが適当である。

- ① 我が国発の技術の社会実装を促進するためのイノベーションハブ機能の強化
- ② NICTの研究資金配分機関としての機能の強化
- ③ NICTにおける研究開発成果の社会実装推進体制の強化
- ④ NICTにおける人材の育成・確保
- ⑤ 戦略的な標準化活動の推進
- ⑥ スタートアップ支援の推進

## 2 組織の見直し

(1) 研究開発の成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、NICTの本部・各拠点における研究等の組織体制の不断の見直しを図るもの

とする。特に、重点研究開発課題の研究成果の最大化が図れるよう、研究開発の推進スキーム、推進体制の柔軟な設定、及び研究者の育成・確保について見直しを図るものとする。組織体制の見直しに際しては、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するものとする。

- (2) 研究開発成果の社会実装に当たっては、市場のニーズを的確に汲み取り、保有する技術シーズとの橋渡しを円滑に実施するための体制が不可欠であることを踏まえ、マーケティングや製品化・事業化支援、知的財産の管理・活用などについて、成果活用等支援法人といった体制も含め最適な体制の在り方を検討し、NICT の技術シーズと外部機関のニーズの橋渡しを担う体制を整備するものとする。

### Ⅲ その他

- 1 的確な評価を実施するため、総務大臣は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）に基づき、目標を策定するものとする。
- 2 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）や「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）をはじめとする既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。